

## 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（改定案）」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方

No	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	指針全体	<p>「市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者」、「市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者」、「市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者」という言葉が各所で使われているが、どのような者がこれに当たるのかを明確にしてもらいたい。</p> <p>例えばA社のシェアが40%、B社のシェアが35%、C社のシェアが25%の場合、3社を比較して相対的に高いシェアを有するA社だけがこれに当たるのか、A社とB社がこれに当たるのか、C社も25%という高いシェアを持っているので3社ともこれに当たるのか。それとも3社のシェアが拮抗しているのでどれも「市場において相対的に高いシェアを有する」といえないと考えるのか。【学者】</p>	<p>「市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者」に該当するかどうかは、市場の実態に即して、個別の事案ごとに判断されることとなるため、どの事業者が「市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者」に該当するかを一概にお答えすることはできません。</p> <p>なお、本指針のI-第2-2（4）（注6）に記載のとおり、電気通信事業分野においては、ボトルネック設備を有する電気通信事業者や電波の割当てを受けた電気通信事業者が、市場において相対的に高いシェアを有する傾向がみられると認識しています。</p>
2	指針全体	<p>NTT東西による光サービス卸の開始やモバイル通信市場におけるMNO3グループによる協調的寡占状態といった競争状況を鑑みると、第一種指定事業者や第二種指定事業者といった相対的に高いシェアを持つ事業者が問題となる行為を様々な市場で行うことが想定される。改定案で示された問題となる行為や想定例等は、相対的にシェアの高い事業者が持つ強大な交渉力や事業者間交渉の実態を適切に踏まえて作成されたものと見受けられ、強く賛同する。相対的に高いシェアを持つ事業者の行為を注意深く監視するとともに、問題行為があった場合には市場への影響を最小限に抑えるために迅速に措置を講じていただきたい。【事業者】</p>	<p>改定案に賛同する御意見として承ります。また、独占禁止法上問題となる行為が認められた場合には、厳正かつ的確に対処してまいります。</p>
3	指針全体	<p>本指針策定時は移動体通信事業者による垂直統合型のビジネスモデルが一般的であったが、近年はOTTプレイヤー等の台頭により、市場環境も大きく変化しており、市場の実態に合わせて見直しを行うことについては賛同する。</p> <p>他方、移動体通信市場においては、iモードに代表される移動体通信事業者のプラットフォームを利用したコンテンツ提供から、海外OTTプレイヤー等のプラット</p>	<p>本指針は、I-第1に記載のとおり、電気通信事業分野の特殊性を踏まえ、主として電気通信事業者の行為について記載しているものですが、電気通信事業者以外の行為であっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではなく、各行為を行った</p>

No	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>オームを利用したスマートフォン向けアプリによるコンテンツ提供へ移行しており、また、端末についても、スマートフォンの普及により、移動体通信事業者が主導して仕様等を決定するビジネスモデルから、グローバルに端末を製造・販売するベンダー主導のビジネスモデルへと変化し、移動体通信事業者が競争に与える影響力が相対的に低下している。このような市場環境変化を踏まえ、本指針において示される問題となりうる行為の主体は、電気通信事業者に限らず、海外のOTTプレイヤー等も規制対象となりうることを確認させていただきたい。</p> <p>加えて、本指針においては、問題となりうる想定例が列挙されているが、これらの行為は、本改定案に記載のとおり、独占禁止法の趣旨に照らして、当該行為が競争に与える影響を勘案し、個別の事案ごとに判断されるものと考えている。【事業者】</p>	<p>事業者が独占禁止法の規定に違反することとなるか否かについては、競争に与える影響を勘案し、個別の事案ごとに判断されます。</p>
4	<p>I-第2-2 独占禁止法の適用に当たっての基本的考え方(3)、</p> <p>II-第1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野-3(1) 独占禁止法上問題となる行為 ア 特定設備との接続に係る行為 ②、</p> <p>II-第3 電気通信役務の提供に関連する分野-3(5)</p>	<p>接続、卸に関わらず、携帯電話事業者が競争事業者に対し、自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすることにより、公正な競争を阻害する事例が多発していることから、当該記載が加えられたことについて賛成するとともに、以下の通り要望する。</p> <p>今般、電気通信事業法30条に定める禁止行為規制が緩和され、「特定関係法人」という概念が導入されたが、特定関係法人には「関連会社等」が含まれるとされ、『出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる』場合には、不当に優先的な取扱いをしてはならないとするものである。『重要な影響を与えることができる』と判断される基準について、従前から企業会計においては『議決権の100分の20以上を所有されている関係』という基準が一般に適用されてきたが、電気通信事業法施行規則では『議決権の三分之一を超えて保有している』場合と狭い基準が定められ、グレーゾーンにおける禁止行為に対しお墨付きを与える結果となっている。</p> <p>しかしながら、電気通信事業法の禁止行為に該当しないことがただちに独占禁止法上許容されることを意味するわけではなく、改定案における〈想定例〉でも記載されているような事例は、グレーゾーンにおいて常態化しているものであり、指針の運用</p>	<p>改定案に賛同する御意見として承ります。</p> <p>なお、御指摘の「特定関係法人」は電気通信事業法上の概念であり、独占禁止法の適用に影響を及ぼすものではありません。</p> <p>また、独占禁止法上問題となる行為が認められた場合には、厳正かつ的確に対処してまいります。</p>

No	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
	卸電気通信役務の料金の設定等に係る行為 ア 独占禁止法上問題となる行為 ⑤	におかれては、＜想定例＞のような事態を招くことの無いよう厳しく監督されることを要望する。【事業者】	
5	I-第2-2 独占禁止法の適用に当たっての基本的考え方 (4)	<p>(注6)で指摘されるとおり、ボトルネック設備を有する電気通信事業者又は電波の割当てを受けた電気通信事業者は、相対的に市場シェアが高くなることが多いという理由でその行為が不当に競争に影響を与えることがありうると理解しているが、「市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者」と「ボトルネック設備を有する電気通信事業者若しくは電波の割当てを受けた電気通信事業者」を並列して列記すると、「電波の割当てを受けたこと」が反競争行為を構成する一類型として意味を持つとの誤解を招きかねないことから、本来の市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が不当に反競争的行為を行うことが問題であるという趣旨を明確にさせていただきたく、下記のように修文されることを要望する。</p> <p>「(前略) <u>一般に軽微である一方、ボトルネック設備を有する電気通信事業者又は電波の割当てを受けた電気通信事業者で市場において相対的に高いシェア(注5)を有する電気通信事業者によって、かかる行為が不当に行われた場合には競争に与える影響は大きい(注6)(後略)</u>」</p> <p>【事業者】</p>	<p>御指摘の(注6)については、一般的な傾向を記載したものにすぎませんが、移動体通信においては、電波の割当て枠に限りがあり、自ら設備を構築し電波の割当てを受けて参入することが行われにくい現状に鑑みれば、電波の割当てを受けた電気通信事業者の行為は、新たに参入する電気通信事業者によって行われた行為に比して、競争に与える影響が大きいと考えられることから、原案のとおりといたします。</p> <p>なお、固定通信と移動体通信については、状況が異なる面もみられるものと認識していますが、本指針に記載のとおり、独占禁止法の適用に当たっては、市場の実態に即して、事業者の行為が市場における競争に及ぼす影響の程度が判断されず。</p>
6	I-第2-2 独占禁止法の適用に当たっての基本的考え方 (4) (注6)	改定案では、固定系電気通信事業者と移動体電気通信事業者に関する問題行為等について記載しているが、固定通信市場と移動体通信市場の違いに留意した記載とするよう要望する。NTT東・西のみがボトルネック設備を有する固定通信市場とは異なり、移動体通信市場においては複数の事業者が設備を設置しているため、MVNOは	独占禁止法の適用に当たり、市場は、その実態に即して画定されるところ、市場において特定の事業者のシェアが高い要因は様々なものが考えられることから、原案のとおりといたします。

No	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>自らの条件に合致した事業者を選択することができ、そうした環境の中でMVNOを含めた移動体電気通信事業者は互いに激しい競争を繰り広げている。</p> <p>■修正案</p> <p>(注6) 電気通信事業分野においては、ボトルネック設備を有する電気通信事業者や電波の割当てを受けた電気通信事業者が、市場において相対的に高いシェアを有する傾向がみられる。特に、<u>ボトルネック設備が存在する固定系電気通信事業においては、工事等の煩雑な手続があるために移動体電気通信事業と比べ利用者による事業者の乗換えが容易ではないことから、ボトルネック設備を保有する固定系通信事業者のシェアが高くなる傾向がみられる。</u></p> <p>【事業者】</p>	<p>なお、固定通信と移動体通信については、状況が異なる面もみられるものと認識していますが、本指針に記載のとおり、独占禁止法の適用に当たっては、市場の実態に即して、事業者の行為が市場における競争に及ぼす影響の程度が判断されます。</p>
7	II 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為	<p>「市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者」が特定の行為を行った場合、「市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条に違反することになる」といった記載(第1・2(2)、第3・1)や「市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる」という記載(第1・3(1)ア、イ第3・3(1)ア、(2)ア(3)ア、(4)ア、(5)ア、第4・3(1)、第5・3(1)イ)が多数ある。これらの記載は、「市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者」に当たらない者が掲げられた行為を行っても通常は独占禁止法上問題にならないという趣旨か。流通取引慣行ガイドラインにも「市場における有力なメーカー」が特定の効果を行って一定の効果が生じた場合に不公正な取引方法となると記載されているが、これはセーフハーバーを定めたものであり、「市場における有力なメーカー」に当たらない場合は問題にならないと解されている。本指針における「市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者」も同様の趣旨か。【学者】</p>	<p>本指針に記載のとおり、同一の行為が行われた場合であっても、新たに参入する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に軽微である一方、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は大きいことに鑑み、本指針は「市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者」を独占禁止法上問題となる行為の主体としているものです。</p>

No	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
8	II-第1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野-1 独占禁止法における考え方 (1)	<p>今回の改定案においては、固定系電気通信事業者と移動体電気通信事業者に関する問題行為等について記載されているが、固定通信市場と移動体通信市場の違いに留意した記載としていただきたい。NTT東・西のみがボトルネック設備を有する固定通信市場とは異なり、移動体通信市場においては複数の事業者が設備を設置しているため、MVNOは自らの条件に合致した事業者を選択することができ、そうした環境の中でMVNOを含めた移動体電気通信事業者は互いに激しい競争を繰り広げている。</p> <p>■修正案</p> <p>このため、固定通信においても移動体通信においても、電気通信事業者にとっては、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が保有する特定の電気通信設備（以下「特定設備」という。）（注1）との接続（注2）が行えなかったり、接続の手続が遅延したりすれば、新規参入や新規事業展開が困難となる場合がある。また、特定設備のうち必要となる機能等だけに限定した接続ができない場合には、更なるコスト負担を強いられることとなる。さらに、特定設備への接続が一部の電気通信事業者にしが行われない場合には、電気通信事業者間の公正な競争条件を確保できないこととなる。（注3）</p> <p>（注3）移動体通信においては、同種の設備を設置する電気通信事業者が複数存在するため、<u>接続を求める事業者は、移動体電気通信事業者を選択することが可能である。一方、固定通信においては、ボトルネック設備は必要不可欠であり代替性がないことから、接続を求める事業者はボトルネック設備を保有する電気通信事業者に対する依存度が高いことに留意が必要である。</u></p> <p>【事業者】</p>	<p>固定通信と移動体通信については、状況が異なる面もみられるものと認識していますが、本指針に記載のとおり、独占禁止法の適用に当たっては、市場の実態に即して、事業者の行為が市場における競争に及ぼす影響の程度が判断されます。</p>
9	II-第1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野-1 独占禁止法にお	<p>接続の手続が遅延することによって事業展開を困難にし得る移動系の電気通信設備については、「特定設備」として記載された「端末系無線基地局」や「端末系交換設備」等のみならず、「HLR/HSS」のような加入者管理機能も含まれるべき。</p> <p>HLR/HSS接続に関する事業者間協議は行われているが、接続による方法で申し入れても回答がなされない、卸に誘導される、網改造・追加ソフトウェア等開発の</p>	<p>御指摘の機能との接続に係る行為についても、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせる場合には、独占禁止法上問題となり得ますが、本指針では、「例えば」として主</p>

No	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
	ける考え方（１） 「特定設備」	必要性が明確にされない、必要な情報開示がなされない等、様々な理由で遷延され、協議が長期化している。今般改正された「MVNOガイドライン」においても、アンバンドルを促進すべきとされた機能ではあるが、長らく事業者間協議が行われてきているにも関わらず、その見通しも立っていない状況が続いている。HLR/HSSの開放は、移動体通信市場における公正な競争の促進に資することから、本機能を特定設備として追加していただきたい。【事業者】	要な設備を特定設備として記載し、当該設備との接続に係る行為を記載しているものです。 なお、本指針に「独占禁止法上問題となる行為としては、具体的に想定される主要な行為を取り上げている」旨を明記することとしました（I-第2-2（5））。
10	II-第1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野- 1 独占禁止法における考え方（２）	「例えば、特定設備を保有し、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、競争事業者に対し、…取引を拒絶し、又は…不利な取扱いをすることは、競争事業者の新規参入を阻害し、円滑な事業活動を困難にさせるものであり、…市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条に違反することになる」とあるが、NO.1の例でA、B、Cとも特定設備を保有している場合、ここにいう「市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者」に当たるのはAだけか。それとも3社とも当たるのか。【学者】	「市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者」に該当するかどうかは、市場の実態に即して、個別の事案ごとに判断されることとなるため、どの事業者が「市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者」に該当するかを一概にお答えすることはできません。 なお、本指針のI-第2-2（4）（注6）に記載のとおり、電気通信事業分野においては、ボトルネック設備を有する電気通信事業者や電波の割当てを受けた電気通信事業者が、市場において相対的に高いシェアを有する傾向がみられると認識しています。
11	II-第1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野- 3（１）独占禁止法上問題となる行為 ア 特定設備との接続に係る行為	接続に関する費用として、具体的に網改造料、工事費、手続費、端末接続試験費、接続に際し提供されるSIMや設備の費用を例示いただくことに賛同する。 また、基本使用料（回線管理機能）についても、不当に高く設定される場合には接続事業者に与える影響が大きいことから、接続に関する費用として例示いただきたい。【事業者】	改定案に賛同する御意見として承ります。 また、（注6）に記載されていない費用についても、接続に関連する費用であれば、当該費用を高く設定し、競争事業者に対する接続を実質的に拒否していると認められる行為を行うことにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせる場合には、独占禁止法上問

No	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
			題となり得ますが、本指針では接続に関連する費用の一部を例示しているものです。
12	Ⅱ-第1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野-3 (1) 独占禁止法上問題となる行為 ア 特定設備との接続に係る行為 ①	<p>特定設備との接続に関し問題となる行為として、改定案に記載の事例以外の手段による不利益条件の強要が横行している。例えば、携帯電話事業者は、工事費用の負担契約において、不可抗力によって工事が中止された場合はもとより、携帯電話事業者の責に帰すべき事由によって工事が中止された場合においても、競争事業者が費用を負担するという契約条件を求めている。このような契約条件は、携帯電話事業者の関係事業者に比べて不利か否かという以前に著しく不公平である。</p> <p>また、携帯電話事業者が国際標準とは異なる技術条件を採用していることにより本来負担する必要のない改造費用等の負担を競争事業者に迫る事例が起きている。国際標準に則った技術条件に戻す費用を競争事業者が負担しなければならないとすれば、意図的に工事費用を高額化させることができ、実質的な接続の拒絶が可能である。</p> <p>上記のような事例も独占禁止法上問題となる行為として記載していただくことを希望する。【事業者】</p>	<p>御指摘の行為についても、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせる場合には、独占禁止法上問題となり得ますが、本指針では、主要な事例を「独占禁止法上問題となる行為」として記載しているものです。</p> <p>なお、本指針に「独占禁止法上問題となる行為」としては、具体的に想定される主要な行為を取り上げている」旨を明記することとしました（Ⅰ-第2-2 (5)）。</p>
13	Ⅱ-第1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野-3 (1) 独占禁止法上問題となる行為 ア 特定設備との接続に係る行為 ②	<p>移動体通信における接続において、競争事業者（例えばMVNO）がある携帯電話事業者と接続を行なった場合に、携帯電話事業者の役務区間では提供されていた役務（例えば、単純な情報転送役務）が、競争事業者との接続においては提供されなくなるという事例が発生している。従来、接続先の追加により、当初接続できていた端末が使用できなくなるという事例は存在しなかったところ、本事例も不当な接続の制限に該当すると考えられることから、問題となる行為として記載していただくことを希望する。【事業者】</p>	<p>御指摘の機能を提供しないことについても、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせる場合には、独占禁止法上問題となり得ますが、本指針では、主要な例示として「接続に関連する費用、接続に当たって必要な情報の開示の程度、接続手続の期間、優先接続（マイライン）等における登録作業等」を記載しているものです。</p> <p>なお、本指針に「独占禁止法上問題となる行為」としては、具体的に想定される主要な行為を取り</p>

No	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
			<p>上げている」旨を明記することとしました（I-第2-2（5））。</p>
14	<p>II-第3 電気通信役務の提供に関連する分野-3（2）セット提供等に係る行為 ア 独占禁止法上問題となる行為</p>	<p>MNOが協調的寡占状態で得た利益を原資として、自己のサービスとセット提供するサービスの費用を著しく下回る水準で料金を設定することが想定されるため、違反行為があった場合には迅速に措置を講じていただきたい。</p> <p>セット提供における費用には、電気通信事業者が販売代理店等に支払う販売奨励金や、電気通信事業者が利用者に支払うキャッシュバック等の経済上の利益も含まれることを明記していただきたい。</p> <p>また、約款の料金は費用を著しく下回るものではなくても、コマーシャル、チラシ等の販促物、ホームページ上の記載、販売店における口頭説明等において、セット販売するサービスがその費用を著しく下回る料金水準で提供されると利用者に誤認させることを狙った営業活動が行われることが想定されるため、問題となる行為として例示していただくことを要望する。</p> <p>例：携帯電話サービスとFTTHサービスにセットで加入した場合に、FTTHサービスが実質無料もしくは著しく費用を下回る料金で提供されると利用者に誤認される表現をホームページ上に記載すること</p> <p>【事業者】</p>	<p>独占禁止法上問題となる行為が認められた場合には、厳正かつ的確に対処してまいります。</p> <p>セット提供における販売奨励金については、御指摘を踏まえ、費用に関する考え方を追記することとしました。</p> <p>また、コマーシャル、チラシ等の販促物、ホームページ上の記載、販売店における口頭説明等に係る御指摘についても、市場における競争が実質的に制限されたり、公正な競争が阻害されるおそれがある場合には、独占禁止法上問題となりますが、本指針では、セット提供等に係る独占禁止法上問題となる行為として主要な事例を記載しているものです。</p> <p>なお、本指針に「独占禁止法上問題となる行為としては、具体的に想定される主要な行為を取り上げている」旨を明記することとしました（I-第2-2（5））。</p>
15	<p>II-第3 電気通信役務の提供に関連する分野-3（2）セット提供等に係る行為 ア 独占禁</p>	<p>「セット提供等に係る行為」の想定例として、移動体電気通信事業者が電力会社やガス会社と業務提携を行う際の事例が記載されているが、固定系電気通信事業者が電力会社やガス会社と業務提携を行う際の事例が記載されていない。現時点では行われていないセット提供であっても今後提供されることも想定されるため、固定通信とのセット提供に関する行為も想定例に追記していただきたい。</p> <p>■修正案</p>	<p>御指摘を踏まえ、想定例を追加することとしました。</p>

No	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
	止法上問題となる 行為 ①②想定例	<p>①（略）</p> <p>&lt;想定例&gt;</p> <p>○ <u>ボトルネック設備を保有する電気通信事業者又は当該事業者の関係事業者が、電力会社やガス会社と業務提携を行うことにより自己の固定電気通信サービスと電気やガスをセット提供する場合において、当該電力会社やガス会社に対して、自己と競争関係にある電気通信事業者と業務提携を行わないことを条件としたり、自己と競争関係にある電気通信事業者と業務提携する場合には、自己の固定電気通信サービスとセット提供する場合の割引額と比べ電気料金やガス料金の割引額を低くすることを条件としたりすること。</u></p> <p>○ 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、電力会社やガス会社と業務提携を行うことにより自己の携帯電話サービスと電気やガスをセット提供する場合に、当該電力会社やガス会社に対して、自己と競争関係にある移動体電気通信事業者と業務提携を行わないことを条件としたり、自己と競争関係にある移動体電気通信事業者と業務提携する場合には、自己の携帯電話サービスとセット提供する場合の割引額と比べ電気料金やガス料金の割引額を低くすることを条件としたりすること。</p> <p>②（略）</p> <p>&lt;想定例&gt;</p> <p>○ 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、固定系電気通信事業者からF T T Hサービスの卸提供を受け、自己の携帯電話サービスとF T T Hサービスをセット提供する場合において、当該携帯電話サービスの費用を著しく下回る水準で当該携帯電話サービスの料金を設定し、又は当該F T T Hサービスの提供に要する費用を著しく下回る水準で当該F T T Hサービスの料金を設定したり、携帯電話サービスとF T T Hサービスの提供に要する費用を合算した費用を著しく下回る水準で全体の料金を設定したりすること。</p> <p>○ <u>ボトルネック設備を保有する電気通信事業者又は当該事業者の関係事業者が、自己の固定電気通信サービスと電気やガスをセット提供する場合において、当該固定電気通信サービスの提供に要する費用を著しく下回る水準で当該固定電気通信サービスの料金を設定すること</u></p>	

No	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>(名目上は電気やガスの料金が割安となる場合であっても、実質的には固定電気通信サービスの料金を割り引いていると認められる場合も含む。)</p> <p>○ 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、携帯電話サービスと電気やガスをセット提供する場合において、当該携帯電話サービスの提供に要する費用を著しく下回る水準で当該携帯電話サービスの料金を設定すること(名目上は電気やガスの料金が割安となる場合であっても、実質的には携帯電話サービスの料金を割り引いていると認められる場合も含む。)。【事業者】</p>	
16	<p>Ⅱ-第3 電気通信役務の提供に関連する分野-3 (3) 顧客と他の電気通信事業者との取引の妨害等に係る行為 ア 独占禁止法上問題となる行為 ③</p>	<p>不当に端末設備に技術的な制限を設定し当該端末設備において他の電気通信事業者の役務を利用できなくすることを問題となる行為として記載し、特定のSIMカードを取り付けた場合にのみ端末設備が動作する設定をすること(SIMロック)を問題となる行為として例示することに賛同する。</p> <p>また、MNOが販売する端末において、SIMロックが解除される場合に、他の電気通信事業者のサービスでは一部機能を利用できなくなるような不当な設定を行うことが想定され、このような行為は、私的独占や取引妨害等に該当すると考えられるため、問題となる行為として例示していただきたい。【事業者】</p>	<p>改定案に賛同する御意見として承ります。</p> <p>また、御指摘の行為についても、競争事業者と当該顧客との契約の締結を不当に妨害する場合には、独占禁止法上問題となり得ますが、本指針では、主要な例示として、「特定のSIMカードを取り付けた場合にのみ端末設備が動作する設定とし、不当に他の電気通信事業者の電気通信役務を利用できなくすること」を挙げているものです。</p> <p>なお、本指針に「独占禁止法上問題となる行為としては、具体的に想定される主要な行為を取り上げている」旨を明記することとしました(I-第2-2(5))。</p>
17	<p>Ⅱ-第3 電気通信役務の提供に関連する分野-3 (3) 顧客と他の電気通信事業者との取引の妨害等に係る行</p>	<p>いわゆるSIMロック以外にも、他の手法により、端末を販売した事業者以外の電気通信事業者のネットワークに接続すると端末の機能が制限されるよう端末に設定し、他の電気通信事業者での利用を制限する事例や、端末保証サービスにより利用者が受け取ることができる保険金を、あえて一括ではなく月々の利用料金から割り引く形で還元することで、その期間の他の電気通信事業者への移行を困難にする(数ヶ月に渡る保険金の還元期間中に解約した場合、違約金の発生のみならず、本来受け取れ</p>	<p>SIMロック以外の行為によって、端末設備において他の電気通信事業者の電気通信役務を利用できなくすることにより、競争事業者と当該顧客との契約の締結を不当に妨害することは、独占禁止法上問題となり得ますが、本指針では、主要な</p>

No	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
	為 ア 独占禁止法上問題となる行為 ③	るはずだった保険金も受け取れなくなることから、他の電気通信事業者への移行を実質的に一定期間制限する) 事例もあることから、上記のような事例も問題となる行為として記載していただきたい。【事業者】	例示として「端末設備に技術的な制限を設定」を挙げているものです。 なお、本指針に「独占禁止法上問題となる行為としては、具体的に想定される主要な行為を取り上げている」旨を明記することとしました（I-第2-2（5））。
18	II-第3 電気通信役務の提供に関連する分野-3（5） 卸電気通信役務の料金の設定等に係る行為 ア 独占禁止法上問題となる行為 ⑤及び想定例	「競争事業者に対し、 <u>自己の関係事業者に比べて不利な取り扱いをすること</u> 」により、卸電気通信役務市場又は小売サービス市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にされる場合には、独占禁止法上の問題が生じうる旨が記載されているが、本改定案における各想定例の解釈と同様に、経済合理性や不当性がその要件となっていることを明確にするために、例えば、「競争事業者に対し、 <u>合理的理由なく、自己の関係事業者に比べて不利な取り扱いをすること</u> 」、又は「競争事業者に対し、 <u>不当に、自己の関係事業者に比べて不利な取り扱いをすること</u> 」等の修正が必要であると考えている。【事業者】	本指針IIに記載されている行為が具体的に行われた場合であっても、直ちに独占禁止法上問題となるわけではなく、独占禁止法の規定に違反することとなるか否かについては、当該行為が競争に与える影響を勘案し、個別の事案ごとに判断されることは、本指針I-第2-2（4）に記載しているとおりです。 また、本指針に記載のとおり、事業者がどのような条件で取引するか、どの事業者と取引するかは、基本的には当該事業者の自由な判断に委ねられているものであり、取扱いに差を設けること自体が直ちに独占禁止法上問題となるものではありません。
19	II-第4 コンテンツの提供に関連する分野-1 独占禁止法における考え方（1）（2）	簡易端末情報サービスシステムの運用主体は、電気通信事業者に限らず、海外のOTTプレイヤー等も存在することから、「電気通信事業者等」とすべき。「システム運用事業者」についても、電気通信事業者以外の海外のOTTプレイヤー等も含むよう、明確化すべき。また、近年はOTTプレイヤー等が、コンテンツプロバイダー等と連携し、独自のプラットフォーム、課金方法にてPC、タブレット、テレビ等の様々なメディア・媒体等に独自のサービス等を提供していることから、電気通信事業	本指針は、I-第1に記載している電気通信事業分野の特殊性を踏まえ、主として電気通信事業者の行為について記載しているものであるため、原案のとおりといたしますが、電気通信事業者以外の行為であっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではなく、各行為を行った事業者が独占禁

No	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
		者とコンテンツプロバイダーとの関係においてのみ、その取引条件や掲載基準等に関して制限を付することは、市場環境の変化に鑑みると適切ではない。【事業者】	止法の規定に違反することとなるか否かについては、競争に与える影響を勘案し、個別の事案ごとに判断されることとなります。
20	Ⅱ-第4 コンテンツの提供に関連する分野-1 独占禁止法における考え方 (2), 3 (1) 独占禁止法上問題となる行為 ③及び想定例	移動系のシステム運用事業者が、自己および自己の関係事業者ではコンテンツを作成しないものの、自己の指定する事業者のコンテンツのみを有利に取り扱う事例があることから、「コンテンツを提供する自己又は自己の関係事業者に比べて、」を「自己又は自己の指定する事業者に比べて、」とすることが適当である。【団体】	本指針に記載のとおり、独占禁止法上問題となる行為は本指針記載の行為に限定されるものではなく、御指摘の事例についても、市場における競争が実質的に制限されたり、公正な競争が阻害されるおそれがある場合には、独占禁止法上問題となりますが、本指針では、システム運用事業者がメニューリストへコンテンツを掲載する場合に、差別取扱いとして問題となる主要な事例を記載しているものです。 なお、本指針に「独占禁止法上問題となる行為としては、具体的に想定される主要な行為を取り上げている」旨を明記することとしました（Ⅰ-第2-2 (5)）。
21	Ⅱ-第5 電気通信設備の製造・販売に関連する分野-1 独占禁止法における考え方 (4)	第5・1 (4) では、「電気通信事業者が、端末設備の販売業者に対して、販売する端末設備の価格を拘束すること」等が「市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条に違反することになる」としており、「市場において相対的に高いシェアを有する」という限定がない。考え方を記載した第5・1で限定せずに「電気通信事業者」としているのに、独占禁止法上問題となる行為を示す第5・3では「市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者」としているのは統一性	本指針は、Ⅰ-第1に記載している電気通信事業分野の特殊性を踏まえ、主として市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者の行為について記載しているものであり、本指針では、基本的に「市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者」を主体とする行為について記載することとしていることから、問題となる行為については原案のとおりといたしますが、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の考

No	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
		がない。第5・3（1）イも第5・1と同様、「電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる」としてはどうか。【学者】	え方や法運用の考え方が変更されたものではありません。 なお、御指摘を踏まえ、Ⅱ-第5-1（4）の独占禁止法における考え方について、行為の主体に係る記載を修正することとしました。
22	Ⅱ-第5 電気通信設備の製造・販売に関連する分野-3（1）独占禁止法上問題となる行為 ア 電気通信設備の製造に関連する分野における行為	市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者の端末設備の製造者に対する行為を、問題となる行為として例示いただくことに賛同する。 また、相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、端末設備の製造業者が自己のネットワークを利用する端末を製造する際に、端末接続試験を実施することを強制したり、不当に高額な端末接続試験費用を請求することが想定され、このような行為は、拘束条件付取引に該当すると考えられるため、問題となる行為として記載していただきたい。【事業者】	改定案に賛同する御意見として承ります。 また、御指摘の行為についても、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせる場合には、独占禁止法上問題となり得ますが、本指針では、独占禁止法上問題となる行為として主要な事例を記載したものです。 なお、本指針に「独占禁止法上問題となる行為としては、具体的に想定される主要な行為を取り上げている」旨を明記することとしました（Ⅰ-第2-2（5））。
23	Ⅱ-第5 電気通信設備の製造・販売に関連する分野-3（1）独占禁止法上問題となる行為 イ 電気通信設備の販売に関連する分野における行為	市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者の端末設備の販売業者に対する行為を、問題となる行為として例示いただくことに賛同する。 また、相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、端末の販売事業者に対して、自己又は自己の関係事業者の電気通信役務と併せて端末を販売することを強制したり、競争事業者への端末の販売を禁止することが想定され、このような行為は、拘束条件付取引や抱き合わせ販売、私的独占に該当すると考えられるため、問題となる行為として記載していただきたい。【事業者】	
24	Ⅱ-第5 電気通信設備の製造・販売	第5・3（1）イで、「市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる」として、①に価格拘束行為及び表示	「市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者」に当たらない者が本指針に記載の

No	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>に関連する分野-3            (1) 独占禁止法上問題となる行為            イ 電気通信設備の販売に関連する分野における行為 ①</p>	<p>価格拘束行為を掲げているが、①の行為は「市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者」が行った場合にのみ独占禁止法上問題となると考えているのか。そうであれば、そのような限定がなかった従来の本指針第5・3③の考え方を変えるのか。また、価格拘束行為に関する流通取引慣行ガイドラインや従来の法運用とも異なるのではないか。従来の考え方を変えるものでないならば、①の行為は「市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者」に当たらない電気通信事業者が行っても独占禁止法上問題となることを明記しないと誤解を与えるおそれがあるのではないか。【学者】</p>	<p>行為を行った場合でも、価格拘束行為等については、原則として独占禁止法上問題となります。</p> <p>また、本指針は、I-第1に記載している電気通信事業分野の特殊性を踏まえ、主として市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者の行為について記載しているものであり、改定案では、基本的に「市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者」を主体とする行為について記載することとしていることから、原案のとおりといたしますが、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の考え方や法運用の考え方が変更されたものではありません。</p>
25	<p>II-第5 電気通信設備の製造・販売に関連する分野-3            (1) 独占禁止法上問題となる行為            イ 電気通信設備の販売に関連する分野における行為 ③            及び想定例</p>	<p>移動体電気通信事業者が、自己のブランドの端末設備の販売を主たる目的とするブランドショップに対しては、ブランド品質の維持を目的とする等、合理的な範囲内で、他のコンテンツプロバイダーのコンテンツの提供に関し、一定の制限を付することも考えられることから、「不当に自己若しくは自己の指定する事業者の商品・サービスを顧客に提供することを強制し（注79）、又は不当に他の事業者の商品・サービスを顧客に提供することを禁止すること」とし、制限に合理的理由がある場合は除かれ不当性がある場合に限定した記載にしていきたい。また、想定例においても、合理的理由がある場合は除かれ不当性がある場合に限定した記載にしていきたい。【事業者】</p>	<p>本指針IIに記載されている行為が具体的に行われた場合であっても、直ちに独占禁止法上問題となるわけではなく、独占禁止法の規定に違反することとなるか否かについては、当該行為が競争に与える影響を勘案し、個別の事案ごとに判断されることは、本指針I-第2-2（4）に記載しているとおりです。</p> <p>また、本指針II-第5-3（1）③に記載の行為を行った場合でも、当該商品・サービスを提供する他の事業者が代替的な提供方法を容易に確保することができる場合には問題とならないことは、本指針の（注80）に記載のとおりです。</p>

以下の御意見は、改定案に賛同する御意見として承ります。

(指針全体)

- ・ 欧米の事業者は、多額の費用を支払って周波数の割り当てを受けているため、ネットワークを開放し、多くの事業者と接続した方が収益が上がると考えており、接続義務がなくても協業が自然に進む一方、垂直統合モデルを志向する我が国の事業者は、電気通信事業法の定めがあるにも関わらず、実質的に接続拒否と解される事例が後を絶たない。周波数オークションを実施しなかった日本では、携帯電話事業者による利潤追求の結果としてネットワークが開放される関係にはなく、携帯電話事業者が既得権益として周波数資源を確保していることから、寡占状態の進行をいかに食い止めるかが重要となる。今回の改定において、電気通信事業分野が「独占から競争への過渡的状況にあること」という記載が撤回されたが、欧米のように市場競争原理が自然に機能し、公正な競争環境が整うまでの間は、周波数オークションを実施しなかったことで確保されている行政当局による規制の有効性を最大限に活用していくべきと考える。このような状況の下、市場支配力を有する大手の電話事業者、特に携帯電話事業者の市場支配力の行使に起因する私的独占や不公正な取引方法が諸問題の根源とならぬよう、運用ルールをより明確にするため「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の強化は重要であり、改定案は、このような課題を改善する手段として極めて有用であると考えます。

【事業者】

- ・ 問題無い改正内容であると思われた。【個人】

(I-第2-2 独占禁止法の適用に当たっての基本的考え方 (3) (注4))

- ・ 「需要者にとっての代替性」という観点で市場画定することが明確化されたことに賛同する。移動体通信市場においては、MNOが提供する音声サービスの代替として、MNO以外の事業者が提供するソフトフォンやスマートフォンのアプリケーション上で利用可能なIP電話が一般化していることから、それらの代替サービスも含めて市場画定されるものとする。【事業者】
- ・ ケーブルテレビ事業者は、放送サービスに加えて電気通信サービスや地域の公共情報サービスを手がける等、『地域における総合メディアサービス事業者』を標榜して事業を営み、例えばブロードバンドインターネット接続サービスにおいては21%のシェア(775万/3680万:2015年3月末)を得ている。改定案では、電気通信事業分野における固定通信では、ケーブルテレビ事業者が事業展開している『F T T Hサービス』および『C A T V設備を用いた電気通信サービス(以下「C A T Vサービス」という。)』が注釈として新たに記されている。社会インフラとして認知されている現在の状況を踏まえ、ケーブルテレビ事業者は、今後も他の電気通信事業者では難しい木目細やかな「地域」への密着を通じて、デジタルデバイドの解消、老若男女全ての国民がITの恩恵を受けることができるよう研鑽を重ねていく所存である。【団体】

(I-第2-2 独占禁止法の適用に当たっての基本的考え方 (4))

- ・ 問題となる行為があった場合に影響の大きい事業者として、ボトルネック設備を有する電気通信事業者と電波の割当てを受けた電気通信事業者を規定することに賛同する。NTT東西による光サービス卸の開始やモバイル通信市場におけるMNO3グループによる協調的寡占状態といった競争状況を鑑みると、電気通信事業法における第一種指定事業者や第二種指定事業者が独占禁止法上問題となる行為を様々な市場で行うことが想定される。【事業者】

(I-第2-2 独占禁止法の適用に当たっての基本的考え方 (4) (注5))

- ・ 加入者シェア算定にあたり、「他の電気通信事業者の保有する電気通信設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業者も、一の事業者として扱われる」ことを明確化することについて賛同する。これにより、移動体通信市場においては、MNOと同様にMVNOやソフトフォン及びスマートフォンのアプリケーション上でIP電話を提供する事業者等も一の事業者としてシェアを算定することとなり、近年拡大しているMVNO等の影響も加味したシェアに基づき、市場の実態に即した判断がされるものと理解している。【事業者】

(I-第2-2 独占禁止法の適用に当たっての基本的考え方 (4) (注7))

- ・ 賛同する。【団体】

(II 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為)

- ・ <想定例>は「I-第2-2 (4) (注8)」に記載のとおり、「あくまでも問題となり得る仮定の行為を例示したもの」とされているが、ケーブルテレビ事業者が指針への理解を深めていくに際しては大きく資するものとする。【団体】

(II-第1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野-1 独占禁止法における考え方 (1))

- ・ 従来の指針における「不可欠設備」に代えて、移動体通信における設備も加えて新たに「特定設備」という定義がなされたことについて賛同する。固定通信においては設備のボトルネック性が認められてきたが、今般の改定の背景には、移動体通信においても、多額の設備投資の必要性や周波数資源の希少有限性に着目し、ある種のボトルネック性を認める流れに沿うものと理解している。【事業者】

(II-第3 電気通信役務の提供に関連する分野-3 (3) 顧客と他の電気通信事業者との取引の妨害等に係る行為 ア 独占禁止法上問題となる行為 ③)

- ・ 端末設備に技術的な制限を設定して他の事業者の電気通信役務を利用できなくする行為が問題となる旨明記されたことについて、大いに賛同する。  
いわゆるSIMロックについては、SIMロック解除のガイドラインが改正されているが、今般の改定案においても問題となる旨を明記したことは、移動体電気通信市場における公正な競争の促進に資するものとする。【事業者】

(Ⅱ-第3 電気通信役務の提供に関連する分野-3 (5) 卸電気通信役務の料金の設定等に係る行為 ア 独占禁止法上問題となる行為)

- ・ 新たに光回線の卸売サービスが導入されたこと等を機会として電気通信事業法が改正されることとなり、卸電気通信役務への公平性、適正性、透明性を図るべく措置がとられることとなっている。こうした電気通信事業分野における状況変化等を踏まえて、独占禁止法においても「Ⅱ-第3-3 (5)」において時機に即した指針の改定が実施されることに対して賛意する。【団体】

(Ⅱ-第4 コンテンツの提供に関連する分野-1 独占禁止法における考え方 (1))

(Ⅱ-第4 コンテンツの提供に関連する分野-1 独占禁止法における考え方 (2) (注68) (注69))

(Ⅱ-第4 コンテンツの提供に関連する分野-3 (1) 独占禁止法上問題となる行為 ①)

(Ⅱ-第4 コンテンツの提供に関連する分野-3 (1) 独占禁止法上問題となる行為 ②)

(Ⅱ-第5 電気通信設備の製造・販売に関連する分野-1 独占禁止法における考え方 (3) (4))

- ・ 賛同する。【団体】

(Ⅱ-第5 電気通信設備の製造・販売に関連する分野-3 (1) 独占禁止法上問題となる行為 イ 電気通信設備の販売に関連する分野における行為 ③)

- ・ 賛同する。

電気通信事業者には、端末設備の販売業者が他の事業者の商品・サービスを顧客に提供しようとする場合に、書面による申請を義務付けているものがあるが、その書面回答にて取扱いを禁止させたり、申請に対する回答を不当に引き延ばしたり、販売業者が申請を行うこと自体を口頭で制限したりするなどの行為を行っている。

電気通信事業者には、自社のコーポレートブランドを店名に冠した端末設備の販売業者に対し、端末設備の新規購入や機種変更等を希望する顧客に他の事業者の商品・サービスを提供することを禁止し、又は他の事業者の商品・サービスを取り扱うことについて事前に書面による申請を義務付けた上で、明確な諾否基準や理由を示さずに申請を却下して取扱いを禁止させる事例が発生している。また、端末設備の販売業者が提出した申請に対して特段の理由なしに相当期間にわたり回答を留保したり、申請そのものを制限する示唆を口頭で行うといった事例もある。端末設備の販売業者に対して、自己若しくは自己の指定する事業者の商品・サービスを顧客に提供することを事実上強制し若しくは余儀なくされ、又は他の事業者の商品・サービスを顧客に提供することが事実上禁止されたり若しくは困難となることにより、本改定案イ③の趣旨が没却・潜脱されることがないよう、改定案の今後の運用に際しても留意していただきたい。【団体】

(Ⅱ-第5 電気通信設備の製造・販売に関連する分野-3 (1) 独占禁止法上問題となる行為 イ 電気通信設備の販売に関連する分野における行為 ③ (注79))

- ・ この注記は、例示として実態に即しており、改定案に強く賛同する。

電気通信事業者には、自社のコーポレートブランドを店名に冠した端末設備の販売業者に対し、自己若しくは自己の指定する事業者の商品・サービスの総販売数における割合が一定以上とならない場合に、端末設備の販売促進名目での販売奨励金等を減額する等の措置により実質的な当該商品・サービスの提供を強制せしめた事例がある。また、当該電気通信事業者による上記の措置に反対し、他の事業者の商品・サービスを顧客に提供した端末設備の販売事業者に対して、電気通信事業者が、実質的な制裁とも受け取れる形で、販売支援金の減額を行った事例がある。【団体】

(Ⅱ-第5 電気通信設備の製造・販売に関連する分野-3 (1) 独占禁止法上問題となる行為 イ 電気通信設備の販売に関連する分野における行為 ③ (注80))

- ・ 端末設備で利用するデジタルコンテンツの約半分は、端末設備の販売業者の店頭において端末設備の新規購入や機種変更の時点で購入されており、利用者が端末設備の利用開始後に新たにデジタルコンテンツを購入する頻度は限定的なものに留まっている。「容易な代替策の確保」には、かかる現状の変化が必要であり、この注記の意義は大きいものとする。また、電気通信事業者の中には、消費者からのデジタルコンテンツの仕様や利用についての苦情等の申し入れを受けた場合、苦情等に合理性がない場合であっても、苦情等を受け付けた事実だけを言い、他の事業者の商品・サービスの販売を規制した事例がある。

この注記は、代替的な提供方法の確保が不可能ではないが困難である場合にも問題となる点で適切である。なお、電気通信事業者には、端末設備のユーザーより苦情等を受けた場合、苦情等が合理的とは言えないような場合やデジタルコンテンツ自体には問題がない場合であっても、苦情が発生した事実のみをもって、他の事業者の商品・サービスの販売を規制した事例がある（消費者からの苦情はコンテンツ自体に対するものではなく、購入前の不適切な説明内容や説明方法によることから生じているものも含まれる）。自社の関係事業者のコンテンツの販売を事実上強制したり、他の事業者の商品・サービスの販売を禁止したり困難にさせることにより、本改定案の趣旨が没却されないよう、改定案どおりの指針改定のみならず、運用に際しても留意していただきたい。【団体】

(Ⅱ-第5 電気通信設備の製造・販売に関連する分野-3 (1) 独占禁止法上問題となる行為 イ 電気通信設備の販売に関連する分野における行為 ③ 想定例)

- ・ 想定例は極めて適切であるとする。

想定例は、例示として過去および現在の実態に即しており、改定案を強く支持する。想定例の表現は、本指針の趣旨を理解する上で関係事業者にとって誤解が生じるおそれが極めて小さく、原案が変更されることなく最終版に反映されることを強く希求する。【団体】

以下の御意見は、参考の御意見として承ります。

(Ⅰ-第2-2 独占禁止法の適用に当たっての基本的考え方 (4))

- ・ 改定案の趣旨に鑑みれば「市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者」として、全てのMNOグループが指針において同様の扱いがなされるものと理解している。

なお、「需要者にとっての代替性」という観点で市場画定することを踏まえれば、移動体通信市場においてはMVNO、ソフトフォン及びスマートフォンのアプリケーション上でIP電話を提供する事業者等もMNOと同様に一の事業者として取り扱われるものとする。【事業者】

- ・ 電気通信事業法においては、ボトルネック性に起因した第一種指定電気通信設備を保有する電気通信事業者（第一種指定事業者）と競争環境を前提とした事業者間の交渉力に着目した第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（第二種指定事業者）が指定され、それぞれ規制を受けている。第一種指定事業者たる東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社は持株会社である日本電信電話株式会社を通じ国が出資する特殊会社であり、加入者回線の設備シェアが79.7%、光ファイバ回線の設備シェアが78.3%にも及ぶボトルネック設備を保有し、FTTH市場において70%程度の契約数シェアを持ち続ける等、非常に強い市場支配力を有しているばかりでなく、営業利益3,000億円、EBITDA1兆円に迫る巨大企業が更なる拡大傾向を見せるなど、市場支配力を活かしてその力を更に強めており、電波の割り当てを受けた3社を中心に熾烈な競争を繰り広げている二種指定事業者と比較して、一種指定事業者が競争に与える影響は格段に大きい。競争への影響を判断する場合、第一種指定事業者に対し、より厳しい基準で検証を行う必要があると考える。

また、移動体通信事業者については、競争環境に影響を与える可能性がある主体は行為類型毎に大きく以下の2つに区分できると考える。

- ① 特定設備を有するなど条件を満たす事業者によって、競争環境の確保に影響を与える可能性がある行為
- ② 市場支配力等を背景にした排他的活動等によって競争環境の確保に影響を与える可能性がある行為

この区分を本指針に照らし合わせると、「電気通信設備の接続及び共用に関連する分野」は①が該当すると考えられ、電気通信事業法においても第二種指定事業者に対する規律が規定されている。これに対し、「電気通信役務の提供に関連する分野」は主に②に該当し、例えばセット提供等における企業間の提携等、本来各社の自由なサービス戦略や創意工夫によって決定されるものであるところ、極めて高い市場支配力を有している場合において、競争事業者の事業活動を困難とする蓋然性が高い等競争環境に大きな影響を及ぼすと考えられるために一定の規律が設けられているものと理解している。【事業者】

(II-第3 電気通信役務の提供に関連する分野-3 (3) 顧客と他の電気通信事業者との取引の妨害等に係る行為 ア 独占禁止法上問題となる行為 ③)

- ・ いわゆるSIMロックについては、総務省が策定した「SIMロック解除に関するガイドライン」に係る考え方において「端末の割賦代金等を支払わない行為又は端末の入手のみを目的とした役務契約その他の不適切な行為を防止するため、最低限必要な期間SIMロック解除に応じないことは否定されるものではない。」との見解が示されていることから、これらの行為はなお書きにある「不適切な行為を防止するための必要最小限の措置」に該当するものであると考える。【事業者】

※ その他、今回の改定案とは関係のない御意見が1件